

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号 250】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。

また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322248.htm) において紹介している。

さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中学校、高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

【施策番号 251】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育推進研修を実施している。

社会教育については、中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育

主事等を対象とした研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号 252】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して学校・教育委員会等に配布するとともに、警察と連携し、同資料を活用して非行防止教室の開催を推進するなど、犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号 253】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の開催をはじめ、こどもへの暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

【施策番号 254】

P133 トピックス「「生命（いのち）の安全教育 全国フォーラム」の開催について～全国の学校関係者と「生命（いのち）の安全教育」の意義を共有～」参照

(6) 家庭における生命の教育への支援の推進

【施策番号 255】

文部科学省においては、各地域で実施している生命の尊さや大切さを実感させる意義等

トピックス

「生命（いのち）の安全教育 全国フォーラム」の開催について

～全国の学校関係者と「生命（いのち）の安全教育」の意義を共有～

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階に応じて授業等で活用できる教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を令和3年4月に公表しました。その後、モデル事業の実施や動画教材、教員向け研修動画、事例集の作成・公表等を通じ、各学校での実践を後押しする取組を行い、令和5年度からは「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を進めています。

「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施されるためには、教育委員会や各学校関係者の理解が不可欠です。このため、同年11月、全国の教育委員会担当者や教職員向けに「生命（いのち）の安全教育」の基礎的情報や実践ノウハウを共有するとともに、関係者のネットワーキングを図る機会とするため、初めて「生命（いのち）の安全教育 全国フォーラム」を開催しました。

埼玉県嵐山町の（独）国立女性教育会館を会場とし、対面とオンラインのハイブリッド開催としたところ、全国より合計479名（対面37名、オンライン442名）の参加がありました。当日は、内閣府と文部科学省から子供の性被害・性暴力の現状と国の政策動向を説明した後、基調講演（葛飾区立柴又小学校校長 木間東平氏（全国学校安全教育研究会顧問）、実践事例紹介（東京都教育庁、千葉市教育委員会、大阪市教育委員会）、ワークショップ（希望者のみ、対面とオンラインで157名参加）を行いました。

基調講演においては、「生命（いのち）の安全教育」は子供を性被害から守る新たな予防教育であり、「自ら危険を予測し、自ら回避できる能力」を育成する教育であること等が紹介されました。

実践事例紹介においては、所管地域の全ての公立学校（小・中・高等学校等）での実施のため、教員向け指導資料である安全教育プログラムにおいて、「生命（いのち）の安全教育」を「必ず指導する基本的事項」として位置付けた事例や、全市立学校で毎年4月を「生命（いのち）の安全教育月間」として、例えば、小学校1年生ではプライベートゾーンを見たり、触ったりしてはいけないこと、いやな触られ方をした場合の対応、3年生では自分の心とからだを守るための予防方法、5年生ではSNSで見えない相手とつながる危険性や安全な意思決定、中学生や高校生では文部科学省が公開している生徒向け動画教材等を活用し、より発展させた内容を学習している事例を紹介しました。さらに、

被害の早期発見に対する取組として「対応フロー」を作成したこと、性暴力事案が発生した際に、まずは学校が事案に気付くことができたことに着目することでプラスの意識が醸成され、安全・安心な学校運営につながっ

「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」の様子



たこと等の事例が紹介されました。

ワークショップにおいては、現場の教員目線による真摯な議論が行われ、課題共有をしながら、具体的な実践に関する様々な意見が交わされました。

参加者からは、「『生命（いのち）の安全教育』について熟知できていなかったが、ねらいや経緯、子供を取り巻く状況等がわかり、理解が深まった。」「性被害から自ら危険を予測し、自ら回避できる能力を育成する教育（防災教育と同じ、安全教育としての捉え方）ということが納得できた。」「他の自治体の実践事例を知る機会がなかったので、貴重な学びの機会となった。」といった声が寄せられました。

このように、今回の全国フォーラムでは、教育関係者の方々の理解促進と実践への学びを参加者相互に深める機会となりました。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、断じて許されません。文部科学省では、全ての児童生徒等が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとることができる力を身に付けられるよう、引き続き、「生命（いのち）の安全教育」が、全国の学校現場で行われるよう、取組を進めてまいります。

※「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等も掲載していますので、ご活用ください。
(文部科学省ウェブサイト https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

を学ぶための保護者向けプログラムを含め、家庭教育に関する情報を、文部科学省ウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」(<https://katei.mext.go.jp/index.html>)を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」
2次元コード



提供：文部科学省

教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養に努めており、令和5年度は全国で計1,108回開催した。

また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、平成23年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にする意識や規範意識の醸成に努めている（警察庁ウェブサイト「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/index.html>）(P136 トピックス「犯罪被害者週間」参照)。

さらに、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行ったりし、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

(7) 犯罪被害者等による講演会の実施

【施策番号 256】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ

講演会「命の大切さを学ぶ教室」



(8) 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号 257】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値（個人の尊重、自由、平等等）を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下をはじめ様々な取組を行っている。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学校における学習指導要領を踏まえた法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について、多角的な観点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小・中学校、高等学校、教育委員会等に配布するとともに、同教材の利用促進を図るため、同教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開したり、教員向け法教育セミナーを企画・実施したりするなどしている。

さらに、学校等に法教育に関する情報を提供することによって法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布するとともに、学校や各種団体からの要請に応じて法務省の職員を講師として派遣し、教員、

児童生徒及び一般の人々に対して法的なものの考え方等を説明する法教育の授業を実施している。

これらに加えて、令和5年度は、令和4年4月の成年年齢や裁判員年齢の引下げを踏まえ、前年度に引き続き、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向け法教育リーフレットを全国の高等学校、教育委員会等に配布したほか、小・中学校及び高等学校の授業に取り入れやすい模擬裁判用教材を作成し、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html）で公開するとともに、教員向け法教育セミナーにおいて、同教材を活用した実践授業の報告等を通じて周知を図った。

(9) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

【施策番号 258】

警察庁においては、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた広報啓発事業を実施している（P136 トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

また、地方公共団体に対し、当該期間に合わせた広報啓発活動の実施を要請しており、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、街頭キャンペーン等の広報啓発活動が実施されている（地方公共団体実施の広報啓発活動は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/koukei/week.html#gyouji>）を参照）。

(10) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

【施策番号 259】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福

トピックス

犯罪被害者週間

第4次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられ、「様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならない。」とされている。

このため、警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、これに合わせて、広報啓発活動を集中的に実施することとしている。

令和5年度は、犯罪被害者週間に合わせた広報啓発事業として、タレントの井上咲楽氏を起用したメッセージ動画をSNS等で配信するとともに、12月1日に中央イベント（東京都）を、11月28日に地方公共団体等との共催による地方大会（山梨県）を、それぞれ開催した。各イベントはオンラインでライブ配信を行うとともに、期間限定でYouTubeにて見逃し配信を行った。

犯罪被害者週間ポスター



【中央イベント】

中央イベントでは、「犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀作品及び『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』の優秀作品の表彰式、基調講演、パネルディスカッションを行った。

基調講演では、犯罪被害者遺族の寺輪悟氏による「あなたが突然、犯罪被害者遺族になったら…」と題した講演が行われ、御息女を亡くされた心情、残された家族の苦悩、周囲からの支え等について語られ、誰もが犯罪被害を自分事として捉え、犯罪被害者等支援が広がっていくことへの願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「途切れない支援の実現に向けて～みんなで被害者を支えよう～」をテーマに、コーディネーターとして尾崎万帆子氏（白梅学園大学子ども学部子ども学科講師）、パネリストとして木本克己氏（横浜市市民局人権課専任職（社会福祉業務担当）、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士）、林貴子氏（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーター、公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員、公認心理師）、登坂比奈子氏（埼玉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室技術職員、警察庁指定広域技能指導官、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士）を迎え、犯罪被害者等が置かれる状況、関係機関・団体による支援、周囲の人々ができる支援等について参加者からの質問を交えながら議論が行われた。

表彰式
(犯罪被害者等支援に関する標語)



表彰式（「大切な命を守る」
全国中学・高校生作文コンクール）



パネルディスカッション



【山梨大会】

山梨大会は、警察庁と山梨県、山梨県警察、公益社団法人被害者支援センターやまなしとの共催で開催した。

基調講演では、犯罪被害者遺族の岩城順子氏による「犯罪被害者の思いをつむぐ支援とは」と題した講演が行われ、当時大学生の御子息が傷害事件で重度障害を負い、事件から3年後に亡くなられた経験から、大きく変化した日常生活や二次的被害とともに、事件後、京都府犯罪被害者サポートチームで活動するに至った経緯やその活動等について語られ、一人一人が犯罪被害者等に関心を持ち、理解を深めてほしいとの願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「被害者支援のために私たちができること」をテーマに、コーディネーターとして外川伸一氏（山梨学院大学法学部政治行政学科・大学院社会科学研究科元教授、山梨県犯罪被害者等支援条例検討会議及び山梨県犯罪被害者等支援計画検討会議委員）、パネリストとして岩城順子氏（基調講演者）、赤池和美氏（公益社団法人被害者支援センターやまなし専務理事）、石川恵氏（令和4年度山梨県弁護士会会長、山梨県犯罪被害者等支援条例検討会議及び山梨県犯罪被害者等支援計画検討会議委員（座長）、公益社団法人被害者支援センターやまなし理事）、稲永澄子氏（山梨県臨床心理士会被害者支援委員会副委員長）を迎え、各機関・団体における支援活動、今後の展望等について議論が行われた。

基調講演



パネルディスカッション



【井上咲楽氏のメッセージ動画】



もしも、自分や周囲の人が犯罪被害にあってしまったら…と想像したことはありますか？

犯罪被害にあうと、直接的な被害だけでなく、その後も様々な困難に直面します。

あなたの近くに、被害にあわれた方がいたら、その声に耳を傾け、あなたにできることを探してみてください。

一人一人の優しさをつなげて、みんなで被害者の方々を支えていきましょう。

社士会、教育委員会、法テラス等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどして、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

(11) 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

【施策番号 260】

警察庁においては、犯罪被害者等支援について考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。令和5年度は、4,319件の応募の中から、静岡県の中予2年生、島田晃太郎さんの作品「心をつつむ やさしい支援 とぎれなく」を最優秀作品に選出した。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P136 トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

(12) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号 261】

P119 【施策番号 227】 参照

(13) 犯罪被害者等支援のための情報提供

【施策番号 262】

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html）を通じて提供している。

また、若年層に対する性暴力については、被害事例、相談窓口等に関する情報を、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html）や政府広報を通じて提供している。さらに、A V出演被害防止・救済法につ

いて、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html）に本法の解説、契約の解除や公表の差止請求等の通知の様式等を掲載するとともに、政府広報等も活用し、本法の趣旨及び出演契約等の特則等について周知を図っている。

(14) 若年層に対する広報啓発活動

【施策番号 263】

内閣府においては、若年層に対して効果的な予防啓発を行い、性暴力の加害者及び被害者になることを防止するため、若年層に対して教育・啓発を行う教職員、予防啓発事業を担当する地方公共団体の職員、予防啓発事業を実施する民間団体の職員等を対象として、若年層の性被害の実態や、若年層への効果的な広報啓発の在り方に関する研修を実施している。令和5年度は、オンライン研修教材を作成し、地方公共団体の職員等に提供した。

(15) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号 264】

P110 【施策番号 194】 参照

(16) 犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施

【施策番号 265】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体や関係機関と連携・協力し、女性に対する暴力に関する意識啓発等の取組を強化している。令和5年度は、「心を傷つけることも暴力です」を主なメッセージとしたポス

ターを作成し、国民各層に協力を呼び掛けるとともに、ポスターやリーフレットの作成・配布、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの着用の推進等により、広報活動を実施した。

また、若年層に対する性暴力については、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を実施することとしている。令和5年度の月間においても、若年層の性暴力被害予防のため、誰もが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、啓発活動を展開した。

女性に対する暴力をなくす運動のポスター

心を傷つけることも暴力です。
ひとりでは抱えず、最初の一步を

いつも家で怒鳴られて...毎日つらいです。
おつらいですね。殴る・蹴るがなくても、暴力です。精神的暴力になります。
私が悪いと思っていました。
あなたは悪くありませんよ。
恋人がたまに怖くて...こんなことも相談できますか？
もちろんです。恋人とのこと、話してください。
部活の先輩がノリで身体を触ってきます。いやだと言いにくて...
いやだと思ふことをされるのはつらいですね。
どうしたらよいかわからない。一緒に考えましょう。

DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別をとわず、相談できます。

性犯罪・性暴力 内閣府 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（チャットタイム） #8891 #8103 警察庁 性犯罪被害相談電話 #8008 配偶者・交際相手からの暴力 内閣府 DV相談ナビ 内閣府 DV相談プラス

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

提供：内閣府

【施策番号 266】

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動(令和5年5月11日から同月20日まで)では「こどもを始めとする歩行者の安全の

確保」、「横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上」等を、秋の全国交通安全運動(令和5年9月21日から同月30日まで)では「こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶」等を、それぞれ運動重点として掲げ、交通事故被害者等の心情に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを国民に訴えた。

全国交通安全運動のポスター



提供：内閣府

【施策番号 267】

ウ 法務省の人権擁護機関においては、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日まで）等の様々な機会を通じ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

人権週間のポスター



提供：法務省

児童虐待防止に関するポスター



提供：こども家庭庁

【施策番号 268】

エ こども家庭庁においては、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。同期間中は、関係府省庁、地方公共団体、関係機関・団体等と連携・協力し、集中的な広報啓発活動を実施している。令和5年度は、「あなたしか 気づいてないかも そのサイン」を同期間の標語として選出したほか、広報啓発用ポスター・リーフレット等の配付や「こどもの虐待防止推進全国フォーラム with おかやま」の開催等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることについて広報啓発活動を実施した。

(17) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号 269】

ア P126 【施策番号 246】 参照

【施策番号 270】

イ 警察庁においては、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、討論会、各種会合における講話等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等による犯罪被害者等支援について広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導している。

【施策番号 271】

ウ 警察庁においては、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成・配布、警察の犯罪被害者等施策の掲載 (<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>) 等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努めている。

パンフレット「警察による犯罪被害者支援」



【施策番号 272】

エ 警察庁においては、ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/) に

こどもの性被害防止対策の内容を掲載するなどして、こどもの犯罪被害の防止等に向けた情報提供を行っている。

(18) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号 273】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施するとともに、公表が相当と認められる場合には、その結果を、犯罪被害者等が置かれている状況への国民の理解の増進を図るための広報啓発活動に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用に資するよう、調査研究の報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」 (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha.html>) に掲載している。

また、各国における犯罪被害者等に対する給付制度に関する調査を令和5年9月に行い、その結果を取りまとめ、同ウェブサイトに掲載した。引き続き、必要な調査・確認を行う。

各国における犯罪被害者等に対する給付制度

	日本	イギリス	フランス	アメリカ	ドイツ	韓国
制度趣旨	「犯罪被害等を早期に軽減するとともに」、「再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため」に支給し、「もって犯罪被害を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」	「国は、市民が他人の暴力行為によって被った傷害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対する、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を表明することにある」	○ 国民連帯という理念に基づくもの ○ 基本的な考え方は、被害者がその損害に対して全面的な補償を受け、かかる損害行為が発生する前の金銭状態に回復させること	犯罪被害補償制度の目的は、犯罪被害者が負担した費用の払い戻しを行い、刑事司法制度の業務を支援することである	国家が犯罪を予防することができなかったことから、被害者に対する補償を行うという社会福祉国家的な理念に基づいている ※ 法改正により、2024年1月1日から社会法典の中に位置付けられることとなった。	○ 他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする ○ 犯罪被害者の経済的自立(被害後の経済生活体制への移行)までの経済的支援
主な財源	一般財源		国民の分担金等 (損害保険契約への上乗せ) ○ 損害保険契約への上乗せ(1契約あたり5.9ユーロ) ○ 運用益	罰金等 ○ 連邦政府が設置した基金からの補助金と州の財源 ○ 連邦・州共に財源の中心は罰金等であり、基金に税金は使われていない。	一般財源 連邦政府40%、州60%	罰金等 ○ 罰金 ○ 寄付金 ○ 運用益
主な給付内容	○ 遺族給付金 ○ 重傷病給付金 ○ 障害給付金 ○ ※ その他各種公費負担制度や地方自治体の支援制度がある。	○ 葬儀費用 ○ 遺族に対する補償金 ○ 生計維持のための補償 ○ 養育費の喪失による補償 ○ 障害の内容に応じた補償	○ 葬儀費用 ○ 交通費 ○ 宿泊費 ○ 精神的被害 ○ 労働不能に対する補償 ○ 軽度の身体的・物的損害に対する補償	○ 葬儀費用 ○ 経済的支援 ○ 医療費 (カウンセリング費用含む) ○ 引っ越し費用 ○ 犯罪現場の清掃	○ 葬儀費用 ○ 医療費 ○ 介護費用 ○ 経済的支援 (生活費、教育期間等) ○ 寡婦 (寡夫)・遺児年金	○ 遺族救助金 ○ 障害救助金 ○ 重傷者救助金
各種統計	【給付件数等:2021年度】 ①288件 (支給決定に係る被害者数) ②約10億888万円 ③約350万円 【人口】 1億2,494万7,000人	【給付件数等:2020年度】 ①14,188件 ②約1億5,193万1,222ポンド ③約214億1,926万円 ④約1万708ポンド (約151万円) 【人口】 6,716万8,000人	【給付件数等:2020年】 ①15,004件 ②約3億1,020万ユーロ (約391億4,414万円) ③約2万674ユーロ (約261万円) 【人口】 6,450万2,000人	【給付件数等:2020年度】 ①217,368件 ②約3億6,771万171米ドル (約379億356万円) ③約1,692米ドル (約17万円) 【人口】 3億3,649万6,000人	【給付件数等:2020年】 ①所管庁での把握なし ②約3億7,900万ユーロ (約478億2,601万円) ③所管庁での把握なし 【人口】 8,339万人	【給付件数等:2021年】 ①202件 ②約97億9,214万7,000ウォン (約9億3,123万円) ③約4,847万5,975ウォン (約461万円) 【人口】 5,183万1,000人
統計に関する凡例:①=給付件数②=総額③=平均額換算レートは、取得できた統計の時期を考慮し2021年1月4日現在の(1米ドル=103.08円、1ポンド=140.98円、1ユーロ=126.19円、100ウォン=9.51円)を採用						

※ 過去の内閣府及び警察庁の調査並びに各国の公表資料を元に作成。
人口は国際連合ホームページ World Population Prospects 2022に掲載されている2021年1月現在の総人口推計値による

(19) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号 274】

P64 【施策番号 89】 参照

(20) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号 275】

警察においては、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

これらの情報提供に当たっては、犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(21) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

【施策番号 276】

ア 警察においては、交通事故被害者等の実態や交通事故の悲惨さ等に関する国民の理解の増進を図るため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等による講演を実施している。令和5年中は、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等を約121万部（前年：約152万部）配布するとともに、交通事故被害者等による講演会等を405回（前年：369回）開催した。

【施策番号 277】

イ 都道府県公安委員会においては、運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するとともに、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。令和5年中における各種講習の受講者数は合計1,804万1,647人（前年：1,815万6,219人）であった。

交通事故被害者等の手記



(22) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号 278】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての国民の理解の増進を図るため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト（https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/index_jiko.html）等で公表し、その実態等を周知している。

(23) 交通事故統計データの充実

【施策番号 279】

警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況及び交通事故死者数の推移を掲載するなど、掲載内容の充実を図っている（P215 基礎資料12、13 参照）。

トピックス

全国犯罪被害者支援フォーラム 2023

警察庁では、犯罪被害者等支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて犯罪被害者等支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ること等を目的に、毎年、全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会及び犯罪被害救援基金と共同で全国犯罪被害者支援フォーラム（以下「全国フォーラム」という。）を開催しており、令和5年度で28回目を迎えた。

同年度の全国フォーラムは、10月、東京都千代田区「イイノホール」において、「被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携」をテーマに開催された。

犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰では、多年にわたり犯罪被害者等支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官及び全国被害者支援ネットワーク理事長による連名表彰等が行われた。

講演では、兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長の亀岡智美氏から、「被害にあった子どもと保護者へのケア」をテーマに犯罪被害が子どもと保護者の心に及ぼす影響等についての講演が、犯罪被害者家族の北口忠氏から、「犯罪被害者等の置かれた立場」と題して、事件後の状況や二次的被害等について講演が行われた。

また、パネルディスカッションでは、コーディネーター兼パネリストとして岩切昌宏氏（大阪教育大学総合教育系教育心理科学部門／学校安全推進センター准教授）、パネリストとして佐藤真奈美氏（公益社団法人被害者支援都民センター相談支援室長代理）及び吉田幸代氏（千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室上席相談専門員）を迎え、「被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携」をテーマに議論が行われた。



提供：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

トピックス

学校向けポスター・チラシ 「ひとり」でがんばらないで!「イヤだな」は相談だ!

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、児童・生徒を対象としたポスター・チラシ「ひとり」でがんばらないで!「イヤだな」は相談だ!を発行しました。児童・生徒が被害を受けやすい犯罪行為が児童・生徒に端的に伝わるようマンガを用いて構成しました。

この広報物は、●犯罪に類する行為で被害を受けているにもかかわらず相談しない・できない状況にある児童・生徒が周囲に相談し適切な支援機関に早期につながることで、●自身が加害行為を行っているにもかかわらずその自覚のない児童・生徒に対し犯罪行為であることを認識させ予防すること、●児童・生徒に対し、自分の心と身体の安全と安心は何よりも優先されることであり相談して支援を受けることが当たり前であることと、自身と同様に他者の心と身体の安全と安心を侵さず尊重することを知ってもらうことを目的に作成しています。児童・生徒のみならず、指導的立場にいる先生や児童・生徒の周囲の方が犯罪に該当する行為を認識することで、被害に遭っている児童・生徒の早期の安全確保と、適切な時期に外部の専門機関に相談いただくことを後押しできればと考えております。

児童・生徒が安全に、安心してお互いの命を大切にできる教育現場になるよう、ぜひ御活用ください。



手記

今、想うこと。

公益社団法人被害者サポートセンターあいち 自助グループ「絆」
大崎 桂

私は宗教家でも、哲学者でも、思想家でもありません。なのに、あの日以来毎日、生きるとか死ぬとか神とか運命とか寿命とかそんな事ばかり考えています。

息子が大学に入学してすぐコロナ禍で入学式は延期に、授業はリモートになりせっかく借りた部屋の家賃を払いながら友人達は実家に帰ったそうです。そんな中息子は一人残り、バイトを探しながら大学近くに借りたマンションで一人暮らしを続けていました。それが一年続き3月末に少し緩んだコロナ政策のおかげで一年遅れの入学式がありました。やっと同じ大学の他の生徒と顔を合わせ友達が作れる、サークルや部活動ができる、と夢に見た大学生活の始まりを嬉しく思ったことでしょう。

その2週間後、約1ヶ月ぶりに会いに行く約束を週末にしていた水曜日、救急病院からの突然の電話に「Yは私の息子ですが。もしかしてコロナにでも罹りましたか？」と呑気に返事をしていました。しかしそれは地獄の日々の始まりの電話でした。

警察で久しぶりに会った我が子は、宇宙飛行士になりたいと言って流行りのゲームもやらず大切にしていた目を自力で開けることもできず、歯も耳も鼻も詰められた綿は鮮血で真赤でした。これはドラマか映画か・・・母と私が何度呼んでも答えません。この世でたった一人、私を「母ちゃん」と呼び子供はあっけ無く、他人の手によって全てを奪われたのでした。その表情はまだ本人自身、何が起こったか分かっていないようでした。どうしてウチの子なの？なんでこんな事になったの？全く受け入れる事も理解する事もできませんでした。が、警察には翌朝には別の場所へ移すように言われたり葬儀場を探したりお友達へ連絡したり悲しみに浸る暇もありません。やらなければならない事に追われる中、ネットやマスコミに本当ではない情報が流れ出していました。息子と共に亡くなったH君のお父さんや息子の友人が連絡してくれたりして訂正してもらいました。息子達は後部座席でもきちんとシートベルトをしていたのに。本当の事を見た訳でも聞いた訳でもない想像や臆測での書き込みや、心無い言葉による「二次被害」はその後も色々とあり苦しめられました。

加害者は事故後入院していたので、私達や息子の友人がどんなに悲しいお別れをしたのか知らないでしょう。20歳前後の体の大きな男の子が声を上げて泣いていました。遠くから新幹線に乗ってどんな思いでここまで来てくれたのか・・・ただただその想いに感謝しかありませんでした。

約一ヶ月振りに我が家に帰った息子はどのようにこんな箱の中にいるの？泣くしかない毎日の中で漠然と「息子が天国に行けるように親として私がやれる事はしてあげないと」の気持ちだけで毎週のように来て下さるお寺さんへの対応やいただいたお花の世話をしました。でも心のどこかで、やれる事が終わったら息子のところへ行きたいなあ。と思っていました。それまでは使える物は何でも使って息子に起こった全てをこの目で確認してそれから会いに行くんだ。どんなに辛くても悲惨でも「母ちゃん頑張ったよ」と言えるように、そこだけは逃げないから。そう決めていました。

裁判員裁判は始まるまで2年近くかかりました。「故意か過失か」が争点でした。それまで県警のカウンセリングを受け、被害者サポートセンターあいちの方々より手続きや流れ等の説明をいただき、当日はその地域のサポートセンターの方に付き添いをお願いし、弁護士さん、H君の両親・弁護士さんもらっしやると分かっているけど眠れない日々が続きました。今まで加害者に会い

たなくて、謝罪やお参りをお断りしてきましたが、とうとう会わなければなりませんでした。仮にも同じ学校の友達であったと思うととても複雑でした。そして今はドライブレコーダーや防犯カメラがあります。トラウマやフラッシュバックになる事は予想されましたがこれを見ずに真実は知れないと心に決めて当事者席に座っていました。弁護士さんやH君のご両親がいて下さったのでまだ良かったのですが本当に辛かった。まばたきしたら見逃してしまう程あっという間で一瞬の出来事でした。「あんな運転、一人で乗っている時にやれよ」と怒りが沸きました。あんな一人よがりの自分勝手な行動で周りの全ての人々が不幸にさせられたのです。息子は事故の後、他人の口を借りて「まだ死にたくなかった」「まだやりたい事があった」「人って簡単に死ぬんだな」と言いました。信じて信じなくてもそれらの言葉は本心だと思います。どんな思いであの数秒間座っていたのか。何のつもりで加害者はアクセルを踏んだのか。助かった助手席のK君は証人尋問で立派に答えてくれました。弁護士がついている訳でもなく毎回遠くから傍聴に来て下さっていたお父様に付き添われて。K君だって友人2人も亡くして現場の一部始終を見ているのだから辛いでしょうが、そんな事は一言も私に言いませんでした。

被害者心情意見陳述で私は言いたい事がありすぎてまとまらず半ページ程読めただけでしたがH君のお父様は両弁護士さんが感心するほど思いが詰まった内容で私も涙が止まりませんでした。

私はずっと心のどこかで「加害者が息子でなくて良かった」と思っていました。が、真実を知って「息子もH君もK君も絶対あんな運転しない。殺されたんだ」と思いました。“車が好き”ただそれだけで集まって乗り合わせた。それだけなのに。バカがつくほど慎重で丁寧な運転をする子だったのに。まさか他人の無茶な運転で夢も希望も未来も奪われるなんて。代わってやりたい。何度思った事でしょう。あの日以来日常のどの景色にもつい先日の、又20年前の幼い息子が重なって泣けます。子育てに正解は無いとは言っても、反省や後悔しない日はありません。写真も悲しむために撮ったのではないのに、とまだ見る事ができません。事故の事が言えなくて同窓会の役員も年賀状もやめました。母にとってもたった一人の孫でしたので話題になるのが嫌で全てのお誘いを断っています。誰にも言えない中、県警のカウンセラーの方に話を聞いてもらったりその時々感情や体調についてアドバイスをいただいた時間は唯一楽しみでもありました。またサポートセンターでは安心して関われるメンバーでしたので色々な助言や経験談に救われました。

毎月事故現場へ二人分の花を供えに行くと、神も仏も信じない母が息子に「母ちゃんが死なないように見守ってーな。」と手を合わせているのです。今でもふと、あの笑顔で「母ちゃんただいま。」と帰って来る気がします。

コロナが落ちついて以前の世の中に戻ったとしても私達はもう、コロナ前には戻れません。心に刺さった刃は目に見えないからこそ探すことも抜く事もできないのです。事故を一つでも減らす為日々激務をこなしながらも遠くから温かい目で見守って下さった交通管制課の皆様、息子と楽しく過ごしてくれたお友達、H君のご両親他お心をお寄せ下さった多くの方々にこの場を貸りてお礼申し上げます。息子と共にこの先も過ごしていきたいと思います。有難うございました。